

労働契約書

株式会社を甲、
を乙とし、下記のとおり労働契約を締結し、互いに誠実にこれを履行する。

第1条 乙は甲の事業に関し使用されて労働することを約し、甲はこれに対する賃金を支払うことを約する。

第2条 労働契約の当事者は、労働契約に基づく権利の行使に当たっては、これを濫用することがあってはならない。

第3条 乙は甲が本契約を履行するに際し、その生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をする。

第4条 乙は甲の指揮に従い、誠実勤勉を旨とし、甲の定める就業規則を遵守し労働する。
また、勤務中は、不正の行為はもちろん、許可を得ないで他の事業に従事するようなことがあってはならない。

第5条 乙は、職務上に知り得た秘密は、在職中はもちろん、退職後においても決して他に漏洩してはならない。

第6条 乙の労働条件は、この契約に定めるほか、就業規則に定めるものとし、甲は本契約書の締結に際し、労働条件通知書を交付する。

第7条 乙の就業の場所及び従事する業務は、労働条件通知書に定めるものとする。

第8条 本契約締結後、就業規則の変更により本契約の内容に変更があるときは、甲は遅滞なくこれを明示する。

第9条 この契約にない事項については、労働基準法及び就業規則に定めるところによる。

第10条 本契約に基づく争いは、当事者の自主的な解決を原則とする。
なお、自主的な解決が困難であると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に定める紛争調整委員会のあっせん等の手続きにより解決を図るものとする。

平成 年 月 日

住 所

(甲)

印

住 所

(乙)

印